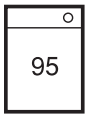
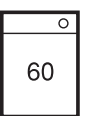
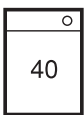


繊維製品の取扱いに関する表示記号

・現行 JIS から単純に記号の置き換えはできません。
・処理記号の詳細は、JIS の原文通りではなく表現を一部変更している箇所があります。

現行（JIS L 0217）	新規格（JIS L 0001）			
6.ドライクリーニングの記号	6. 商業クリーニング処理の記号			
	◆円で表す			
	【基本記号】			
				
	▪ 内側のアルファベットで処理の種類を示す			
	「P」はパークロロエチレン溶剤・石油系溶剤両方可			
	「F」は石油系溶剤のみ可能			
	「W」はウエットクリーニング（水洗い）			
	▪ アンダーバーは弱い処理、2本は非常に弱い処理の付加記号			
	▪ ▪ ▪ 『マイナスは弱い！』			
	▪ 「×」は処理できない			
（ドライクリーニング）	（ドライクリーニング処理の記号）			
401	620	621	パークロロエチレン及び記号Ⓟの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 620：通常の処理 621：弱い処理	
				
402	610	611	石油系溶剤（蒸留温度 150℃～210℃、引火点38℃～）でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 610：通常の処理 611：弱い処理	
				
403	600	ドライクリーニング処理ができない。		
				
	注 a) ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。			
（ウエットクリーニング）	（ウエットクリーニング処理の記号）			
（該当なし）	710	711	712	ウエットクリーニング処理ができる。 710：通常の処理 711：弱い処理 712：非常に弱い処理
				
	700	ウエットクリーニング処理はできない。		
				

現行（JIS L 0217）	新規格（JIS L 0001）			
1.洗い方（水洗い）の記号	1. 洗濯処理の記号			
	◆洗濯機も手洗いもおけ（桶）の形に統一			
	【基本記号】			
				
	・記号の中の数字は洗濯液の上限温度（℃） 手洗いは40℃			
	・アンダーバーは弱い処理、2本は非常に弱い処理の付加記号			
	・・・『マイナスは弱い！』			
	・中性洗剤使用やネット使用は記号とは別に、付記用語にて指示			
101	190	液温は95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。		
				
（該当なし）	170	液温は70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。		
				
102	160	161	液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。	
			160：通常の洗濯処理 161：弱い洗濯処理	
（該当なし）	150	151	液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。	
			150：通常の洗濯処理 151：弱い洗濯処理	
103	140	141	142	液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。
				140：通常の洗濯処理 141：弱い洗濯処理 142：非常に弱い洗濯処理
105	130	131	132	液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。
				130：通常の洗濯処理 131：弱い洗濯処理 132：非常に弱い洗濯処理
106	110	液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。		
				
107	100	洗濯処理はできない。		
				

